

○深川市特別職報酬等審議会条例

昭和39年9月24日

条例第50号

改正 平成17年3月18日条例第1号

平成17年6月30日条例第18号

平成19年3月28日条例第6号

平成20年9月10日条例第15号

平成26年12月11日条例第21号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、深川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(平17条例18・平19条例6・平20条例15・平26条例21・一部改正)

(委員)

第3条 審議会は委員7人をもつて組織し、その委員は深川市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(平19条例6・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(平17条例 1・一部改正)

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行し、第4条の規定による改正後の深川市監査委員条例の規定は、平成18年6月7日から適用する。

附 則 (平成20年9月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月11日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。